

2021年5月

IFRS[®]実務記述書 公開草案 ED/2021/6
結論の根拠

経営者による説明

コメント期限：2021年11月23日

結論の根拠
公開草案
経営者による説明

コメント期限：2021年11月23日

This Basis for Conclusions accompanies the Exposure Draft ED/2021/6 *Management Commentary* (published in May 2021; see separate booklet). Comments need to be received by **23 November 2021** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

ISBN for this part: 978-1-914113-24-6

ISBN for complete publication (two parts): 978-1-914113-22-2

© 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠
公開草案
経営者による説明

コメント期限：2021年11月23日

この結論の根拠は、公開草案 ED/2021/6「経営者による説明」（2021年5月公表）に付属するものである。コメントは、2021年11月23日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト (www.ifrs.org) に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及び IFRS 財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

ISBN（この部分）：978-1-914113-24-6

ISBN（公表物全体（2部構成））：978-1-914113-22-2

© 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目次

	開始する項
公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠	
はじめに	BC1
本プロジェクトの必要性	BC2
この改訂に対するアプローチ	BC6
IFRS 財団のサステナビリティ報告に関するプロジェクトとの相互関係	BC13
当審議会の他のプロジェクトとの相互関係	BC15
用語法	BC16
この改訂の範囲	BC17
本実務記述書の位置付け	BC18
識別、承認及び準拠の旨の記述	BC23
経営者による説明及び関連する財務諸表の識別	BC24
経営者による説明の承認	BC26
準拠の旨の記述	BC30
経営者による説明の主要な利用者	BC39
経営者による説明の目的	BC42
投資者及び債権者が行う評価との関連付け並びに重要性の強調	BC46
財務諸表の目的との相違	BC50
価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力	BC54
経営者の視点	BC59
内容領域	BC62
内容領域及びそれらの間の関連付け	BC66

開示目的	BC69
主要事項	BC77
重要性がある可能性のある情報の例	BC80
長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項に関する情報	BC82
その他の考慮事項	BC85
経営者による説明における有用な情報の属性	BC95
属性に関する要求事項及びガイダンスの開発に対するアプローチ	BC97
重要性の判断の行使	BC103
一体性	BC114
相互参照による情報の記載	BC117
指 標	BC125
すべての指標	BC125
予測及び目標	BC131
発効日及び経過措置	BC135
本提案の予想される影響	BC139
本提案が財務報告の質に与える可能性の高い影響	BC144
本提案を採用することで生じる可能性の高い各法域にとっての便益	BC162
その他の要求事項及びガイドラインとの相互関係に関する明瞭性	BC166
本提案で生じる可能性の高いコスト	BC168
可能性の高いコストと比較した可能性の高い便益の全体的な評価	BC173

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「経営者による説明」に付属しているが、その一部を構成するものではない。これは本公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（当審議会）の検討事項を要約している。個々の審議会メンバーにより、いくつかの要因への重点の置き方は異なっていた。

はじめに

BC1 本公開草案は、最終確定した場合には、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（本実務記述書）を置き換えることとなる、経営者による説明に関する改訂実務記述書についての提案を示している。実務記述書の改訂は、当審議会が取り組んでいる財務報告におけるコミュニケーションの改善に関するプロジェクトの 1 つである。これらのプロジェクトは、財務情報の有用性を高め、財務情報が財務報告書の利用者に伝達される方法を改善することを図っている。

本プロジェクトの必要性

BC2 記述的報告における動向についての初期的なリサーチの後、2017 年 11 月に、当審議会は、2010 年に公表した当初の実務記述書（2010 年実務記述書）を改訂するプロジェクトを作業計画に追加した。

BC3 2010 年実務記述書の公表以来、多くの法域及び機関が、経営者による説明若しくは類似した報告書の作成に関する要求事項若しくはガイドライン、又は記述的報告の諸側面（例えば、環境・社会・ガバナンス（ESG 又はサステナビリティ）事項¹に関する報告）を扱う詳細なテーマ固有若しくは業種固有の要求事項及びガイドラインを公表してきた。これらの進展は、

(a) 財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすことを意図した革新をもたらした。しかし、

(b) 複雑で混乱を招く報告の領域を生じさせた。そこでは企業は、

(i) 全般的な要求事項のみを定めている国内の法令を適用することを要求されているが、当該要求事項を満たす経営者による説明を作成するのに役立つためのより多くのガイダンスを望んでいるという場合がある。

¹ この結論の根拠の全体を通じて、「経営者による説明」という用語は、企業の財務諸表を補完し、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに将来において企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供するすべての報告書を指している。

- (ii) 経営者による説明を作成するにあたり、さまざまな代替的なテーマ固有又は業種固有の要求事項及びガイドライン（その中には、投資者及び債権者以外の利用者に有用である情報を提供するように設計されているものがある）を適用できるのかどうか及びどのように適用できるのか不明確である場合がある。

BC4 当審議会は、記述的報告に対する関心が、投資者及び債権者と財務報告書の他の利用者の両方から増大していることに留意した。投資者及び債権者はますます企業の長期的な見通しについてのより多くの洞察を提供するための、企業の財務諸表を補完する情報を求めている。

BC5 しかし、当審議会のリサーチは、経営者による説明が必ずしも投資者及び債権者に彼らが必要としている情報を提供していないことを示している。実務において識別された欠陥には、経営者による説明が次のようであることが含まれる。

- (a) 企業の見通しにとって重要な事項に焦点を当てていない。そうした事項に関する重要性がある情報を提供できていないこと、又はそうした情報が重要度の低い事項に関する重要性がない情報で覆い隠されていることによるものである。
- (b) 内容に一般的な情報が多すぎ、企業固有の情報が十分でない。
- (c) 短期的な事項に焦点を当てていて、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項（システミック・リスクや戦略的課題など）について不十分な議論しか提供していない。
- (d) 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力にますます多くの影響を与えていて、投資者及び債権者にとって関心が増大している事項（無形の資源及び関係や ESG 事項など）に関して不十分な情報しか提供していない。
- (e) 断片化されているか、又は企業の財務諸表における情報や企業が公表している他の報告書における情報と調整することが困難である。
- (f) 提供している情報が、企業が過去の期間において提供した情報や類似した活動を有する他の企業が提供している情報と比較することが困難である。
- (g) 不完全である。例えば、企業の見通しにとって重要な事項の一部しか扱っていないこと、又は投資者及び債権者がこれらの事項の影響を十分に理解するために必要としている情報が欠けていることによるものである。
- (h) バランスが取れていない。例えば、企業の業績の肯定的な側面を過度に強調していることによるものである。

この改訂に対するアプローチ

- BC6 本実務記述書の改訂は、投資者及び債権者の情報ニーズをよりよく満たす経営者による説明を企業が提供するのに役立てることを意図している。
- BC7 当審議会のリサーチ及びアウトリーチは、2010年実務記述書が次のようであることを示すものであった。
- (a) 他の記述的報告の要求事項及びガイドラインの開発に影響を与えてきた。
 - (b) 経営者による説明において議論する必要があるすべての主要な内容領域を扱っているが、いくつかの点では詳細が不足している。
- BC8 したがって、本公開草案を開発するにあたり、当審議会は2010年実務記述書を出発点として使用した。当審議会の改訂は、記述的報告における革新を反映し、BC5項に列挙した実務上の欠陥を防止することを図っている。
- BC9 当審議会は、経営者による説明が投資者及び債権者の情報ニーズに引き続き焦点を当てることを提案している（BC39項からBC41項参照）。
- BC10 提案を開発するにあたり、当審議会は次のことを考慮した。
- (a) 記述的報告に関する要求事項、ガイドライン及び実務についてのリサーチにおける発見事項。当該リサーチには、当審議会の2018年7月の情報要請に対する24の各国基準設定主体からの回答の分析が含まれていた。各法域における経営者による説明に関しての要求事項及び一般に適用される強制力のないガイドラインに関する情報を求めたものである。この分析は、EUの非財務報告指令（2014/95/EU）及びそれに関連した非財務報告に関する欧州委員会のガイドライン、並びに国際統合報告フレームワークも扱っていた。回答者の法域のいくつかは、経営者が経営者による説明を作成する際にこれらの要求事項又はガイドラインを適用することを要求又は推奨しているからである²。
 - (b) 当審議会の諮問グループから受けたコメント、特に次からのコメント。
 - (i) 当審議会がこのプロジェクトについて助言を得るために設置した、経営者による説明の諮問グループ。この諮問グループは、4回会合し、本公開草案に含めるべき要求事項及びガイダンスについての初期的なアイデアを議論し、本公開草案の当初の文案作成についてもコメントした。
 - (ii) 当審議会の他の諮問グループ。これには、資本市場諮問委員会、世界作

² 当審議会は、記述的報告（サステナビリティ報告を含む）における進展を引き続きモニターし、本公開草案に対して受け取るフィードバックを議論する際にそれらを考慮する。

成者フォーラム、会計基準アドバイザー・フォーラム及び新興経済グループが含まれている。これらのグループのそれぞれが特定のテーマについてコメントした。

- (c) 基準設定主体、会計事務所、投資家グループ及び他の機関による、記述的報告の実務及び投資者のニーズについてのリサーチ
- (d) 当審議会が2010年実務記述書の後に公表した文書、すなわち、
 - (i) 2018年に改訂した「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）
 - (ii) IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」

BC11 当審議会は、改訂実務記述書において目的ベースのアプローチを提案している（BC69項からBC71項参照）。当審議会は、高品質で国際的に一貫した経営者による説明を推奨する助けとなり得る包括的で明瞭で構造化された要求事項及びガイダンスを提供することを図っている。次のことのためのより効果的な基礎を提供することによってである。

- (a) 経営者が、投資者及び債権者により有用な情報を提供する経営者による説明を作成すること
- (b) 規制当局が本実務記述書を執行し、監査人が経営者による説明について外部保証を提供すること。執行及び保証のための効果的な基礎があることは、自らの法域において本実務記述書への準拠を強制することを望んでいる立法者に役立つ可能性がある。

BC12 当審議会は、BC5項で識別した実務における欠陥のうち2つに関して、懸念が増大していることを聞いた。短期的な事項以外に焦点が当たっていないことと、無形の資源及び関係並びにESG事項に関して十分な情報を提供できていないことである。企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びにESG事項について、経営者による説明に含める必要がある情報を経営者が識別するのに役立つため、当審議会は、改訂実務記述書の付録において、経営者がどのような情報をこれらの事項について提供する必要があるのかを決定するにあたり、考慮することが必要となる可能性が高い要求事項及びガイダンスの概要を示すことを提案している（BC82項からBC84項及び実務記述書案の付録Bの案を参照）。

IFRS財団のサステナビリティ報告に関するプロジェクトとの相互関係

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

- BC13 BC84 項で説明するように、当審議会は、企業は改訂実務記述書を、他の団体又は機関が公表した、環境、社会又は他のサステナビリティ事項などの具体的なテーマを扱った記述的報告の要求事項又はガイドラインと組み合わせて適用することができるかと予想している。経営者による説明は、企業の経営者が他の要求事項又はガイドラインを適用して識別し、かつ、経営者による説明の文脈において投資者及び債権者にとって重要性がある環境的及び社会的事項に関する情報の適切な場所となり得る。
- BC14 IFRS 財団の評議員会（評議員会）は、財団がサステナビリティ報告基準の開発において役割を果たすべきかどうかを検討している。2021 年 4 月に、評議員会は公開草案「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」を公表した。この修正案は、財団が IFRS サステナビリティ基準を設定するための審議会を設置することを可能にする。将来において、企業は、本実務記述書に準拠するために必要な情報の一部を識別するのに役立てるため、当該審議会が公表した基準を適用できる可能性がある。当審議会は、本公開草案に対して受け取るフィードバックについて議論する際に、評議員会の作業の進展を考慮する。

当審議会の他のプロジェクトとの相互関係

- BC15 提案を開発するにあたり、当審議会は提案が次の公開草案における提案にどのように適合するのかを検討した。
- (a) 基本財務諸表プロジェクトの一部として公表した公開草案「全般的な表示及び開示」（BC129 項参照）
- (b) 公開草案「IFRS 基準における開示要求—試験的アプローチ」（BC76 項参照）

用語法

- BC16 当審議会は、企業の経営者による説明は、財務諸表の作成に関与している人々よりも大きな個人のグループが作成していることが多く、これらの個人の一部は IFRS 基準及び「概念フレームワーク」における用語法に慣れていない場合があることに留意した。したがって、当審議会は、できるだけ平明な技術的でない文言を使用することを提案している。本実務記述書案の付録 A は、本公開草案で使用している用語の意味を説明している。

この改訂の範囲

- BC17 当審議会は、次のことを扱う要求事項及びガイダンスの包括的なセットを提案している。

- (a) 経営者による説明の公表に関する手続
- (b) 経営者による説明の目的
- (c) 経営者による説明において議論すべき各内容領域
- (d) 経営者による説明における情報の属性
- (e) 経営者が経営者による説明に含める指標

本実務記述書の位置付け（1.5項）

BC18 2010年に、当審議会は経営者による説明に関するガイダンスをIFRS基準書ではなく実務記述書の形式で公表した。当審議会は、次のことについて自己の判断を行うのは個々の法域の責任であると考えたからである。

- (a) 企業に財務諸表とともに経営者による説明を表示することを要求すべきかどうか
- (b) 財務諸表をIFRS基準に従って作成する企業に、本実務記述書に従って経営者による説明を作成することも要求すべきかどうか

BC19 本公開草案の開発にあたり、当審議会は、この文書を実務記述書として公表した理由は依然として妥当であると結論を下した。当審議会は次のことにも留意した。

- (a) 多くの法域が、経営者による説明の作成に関しての自国内の要求事項又はガイドラインを有している。
- (b) 本実務記述書を強制力のある文書として公表することは、ある法域が改訂後の本実務記述書を採用しない場合に、当該法域のIFRS基準の継続的採用に不必要な障害を生じさせる可能性がある。

BC20 したがって、当審議会は、本実務記述書の位置付けを維持することを提案している。これは次のことを意味している。

- (a) 本実務記述書はIFRS基準書ではない。
- (b) 企業は、本実務記述書に準拠した経営者による説明を作成せずに、IFRS基準に準拠した財務諸表を作成することができる。

BC21 その結果、企業は次のいずれかの場合に本実務記述書を適用することになる。

- (a) 国内の法令が企業に適用を要求している場合

- (b) 適用することを選択する場合（例えば、経営者による説明の作成に関して国内の法令の対象となっていない場合や、適用することで企業がより有用な情報を投資者及び債権者に提供しつつ、本実務記述書に反しない国内の法令に依然として合致する場合）

BC22 2010年実務記述書には、拘束力がない、強制力がない又は任意であるという記述があった。この実務記述書案にはそうした記述を含めていない。そうした記述が混乱を生じさせていたからである。本実務記述書は、企業の財務諸表がIFRS基準に準拠する条件として、企業が本実務記述書に準拠した経営者による説明を作成することを要求されないという意味で、実際に強制力がない。しかし、企業が自社の経営者による説明が本実務記述書に完全に準拠していると主張したいならば、本実務記述書のすべての要求事項に準拠する義務があるという意味では、強制力がある（BC30項からBC32項参照）。この点を2010年実務記述書で使用している指示的でない文言よりも明確に示すため、本公開草案の文言は、「企業は...しなければならない」のような指示的な文言を使用して要求事項を識別している。

識別、承認及び準拠の旨の記述

BC23 当審議会は、本実務記述書を適用して経営者による説明を作成することを要求されているか又は選択している企業に対してのいくつかの事務上の要求事項を更新し明確化することを提案している。すなわち、

- (a) 経営者による説明及び関連する財務諸表の識別（BC 24 項から BC25 項参照）
(b) 経営者による説明の承認（BC 26 項から BC29 項参照）
(c) 準拠の旨の記述を含めること（BC30 項から BC38 項参照）

経営者による説明及び関連する財務諸表の識別（2.1 項から 2.3 項）

BC24 3.1 項は、企業の経営者による説明の目的は、企業の財務諸表で報告されている企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める情報を提供することであり、それはすべての時間軸（長期を含む）にわたり企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供すると提案している。

BC25 経営者による説明を単独の報告書として提供する企業もあれば、より大きな報告書の一部として他の情報とともに提供する企業もある。当審議会は、企業が次のようにすることを提案している。

- (a) 経営者による説明が関連している財務諸表を識別し、当該財務諸表が同じ報告書の一部でない場合には、経営者による説明において当該財務諸表へのアクセス方法を説明する。経営者による説明は、財務諸表に付属する説明となるように設計されている。それが目的を満たせるのは、関連する財務諸表が、経営者による説明が利用可能である場合はいつでも、同じ条件で、経営者による説明の利用者に利用可能である場合のみである。
- (b) 経営者による説明に含まれている情報を、同じ報告書又は企業が公表している他の報告書で提供している他の情報と区別する。この区別をすることは明瞭性のために不可欠である。さらに、この区別がいっそう重要になるのは、経営者による説明が外部保証の対象となっているが、経営者による説明に付属する他の情報が、同じ報告書において又は別個に、異なるレベルの外部保証の対象となっているか又は外部保証の対象となっていない場合である。
- (c) 経営者による説明及び関連する財務諸表が対象としている報告期間を識別する。経営者による説明は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とする。

経営者による説明の承認（2.4項）

BC26 当審議会は、企業の経営者による説明の承認日を関連する財務諸表の承認日と同じとすることや、経営者による説明を承認する機関又は個人を財務諸表の承認者と同じとすることを、想定することも定めることもできない。これらの文書の承認は、国内の法令の要求事項や、企業のガバナンス及び報告の手續に左右される。

BC27 当審議会は、企業に次のことを要求することを提案している。

- (a) 経営者による説明の公表が承認された日を記述する。投資者及び債権者がその日を知ることは重要である。経営者による説明はこの日の後の事象を反映していないからである。
- (b) 経営者による説明の公表を承認した機関又は個人を識別する。この情報は、投資者及び債権者に、誰が経営者による説明について責任を負っていて、誰の視点を経営者による説明が提供しているのかを伝える。

BC28 当審議会は、改訂実務記述書に次のような承認についてのより包括的な記述に関する要求事項を含めるべきかどうかを検討した。

- (a) 経営者による説明に対する経営者の責任の範囲の記述（責任の記述）
- (b) 経営者による説明の作成にあたり適用したプロセスの誠実性及びガバナンスの記述

(c) 経営者による説明が特定の目的を満たしているという結論

BC29 当審議会は、改訂実務記述書に BC28 項で述べた要求事項をいずれも含めないことを提案している。当審議会がそうした要求事項を提案しないことを決定したのは、各法域がすでに、経営者による説明に承認の記述を含めるべきかどうか及びそうした記述の詳細についてさまざまな要求事項を定めているからである。そうした要求事項を本実務記述書に含めることは、国内の要求事項の対象となる企業にとって不必要な実務上の困難を生じさせる可能性があり、投資者及び債権者には大きな便益を提供しない。

準拠の旨の記述（2.5 項から 2.6 項）

BC30 当審議会は、投資者及び債権者に経営者による説明の作成基礎に関してどのように情報を伝えるのが最善なのかを検討した。

BC31 当審議会は、改訂実務記述書が次のような現行の要求を維持することが重要であると結論を下した。それは、企業が準拠の旨の無限定の記述を行うことができるのは、経営者による説明が本実務記述書のすべての要求事項に準拠している場合のみであるという要求である。他のすべての場合、準拠の旨の無限定の記述は誤解を招くものとなる。

BC32 当審議会は、経営者による説明が本実務記述書のすべての要求事項に準拠している場合には、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めることを企業に要求することを提案している。当審議会の考えでは、本公開草案は、本実務記述書への準拠を主張するための有効な基礎となる包括的で明瞭な構造化された要求事項を提案している。企業が本実務記述書への準拠の旨の無限定の記述を行うことができるのは、経営者による説明がすべての提案している要求事項を満たす場合のみである。すなわち、

(a) 3.1 項に示された目的を満たし、投資者及び債権者にとって重要性がある情報を提供している。

(b) すべての内容領域についての開示目的を満たす情報を提供している。

(c) 本実務記述書案の第 13 章で定めている属性を有する情報を提供している。

(d) 経営者による説明におけるすべての指標が、本実務記述書案の第 14 章の要求事項に準拠している。

BC33 当審議会は、企業が本実務記述書への準拠の旨の限定付きの記述を含めることを認めることを提案しているが、それは、経営者による説明が本実務記述書の要求事

項からの離脱を識別し、当該離脱の理由を示している場合のみである。当審議会の考えでは、この提案は次のようになる。

- (a) 本実務記述書の自発的な適用を促進する可能性がある。準拠の旨の無限定の記述しか認めないことは、報告に対する高いハードルや改訂実務記述書の採用への障害を設ける可能性がある。例えば、一部の企業は、経営者による説明における情報の質及び信用度を改善するために本実務記述書に準拠したいと考えているが、完全な準拠に向けて作業するには時間が必要であるため完全な準拠はできないという場合がある。
- (b) 企業が国内の要求事項と並行して本実務記述書を適用することが可能になる。例えば、この提案は、企業が本実務記述書の要求事項の大半に準拠しているが、国内の規制上の要求事項（将来予測的情報を含めることに対する制限など）に抵触する特定の要求事項に準拠することができない場合に、企業が準拠の旨の限定付きの記述を行うことを認めることになる。
- (c) 準拠の旨の限定付きの記述を行うための明確で具体的な要求事項を提供することになる。これらの要求事項は、限定付きの準拠の場合の作成基礎の開示の改善につながる可能性があり、そうした場合に経営者による説明における情報の有用性を改善する。

IFRS 基準を適用していない企業による本実務記述書への準拠（2.2 項）

BC34 当審議会は、経営者による説明が本実務記述書に準拠していると企業が主張することを、次のうちどの条件で認めるべきかを検討した。

- (a) 企業が財務諸表を IFRS 基準に従って作成している場合のみ
- (b) 企業が財務諸表を IFRS 基準又は IFRS 基準の基礎となっている概念と類似した概念のいずれかに従って作成している場合のみ
- (c) 関連する財務諸表の作成基礎について何も要件を定めない

BC35 当審議会は、改訂実務記述書への準拠は、財務諸表が IFRS 基準で要求しているすべての情報を含んでいることや、IFRS 基準の基礎となっている概念と類似した概念に従っていることに依存するものではないと結論を下した。当審議会がこの結論に至ったのは、改訂実務記述書について当審議会が提案している要求事項は目的（すなわち、経営者による説明の目的及び経営者による説明の中の内容領域についての開示目的）に焦点を当てているからである。それらの目的を満たすために必要とされる情報は、とりわけ、関連する財務諸表において提供される情報に依存する可能性があり、財務諸表における情報は、部分的には作成基礎に依存することに

なる。しかし、改訂実務記述書は、経営者による説明が特定の情報を提供することではなく、特定の目的を満たすことを要求することになるので、本実務記述書への準拠はそれらの目的の充足に依拠することになる。

- BC36 経営者による説明の目的を満たすことが、極端な状況においては困難又は不可能である可能性がある（例えば、関連する財務諸表が発生主義ではなく現金主義で作成されていて、追加的な情報をほとんど開示していない場合）。したがって、当審議会は、企業が本実務記述書への準拠を主張できる状況を制限すべきかどうかを検討した。例えば、関連する財務諸表が IFRS 基準の基礎となっている概念と類似した概念を適用して作成されている場合にのみ、そのような主張を認めることによる制限である。
- BC37 しかし、当審議会は、そのような制限は、概念が「類似」しているかどうかを企業が判断する必要があるため、適用が困難となる可能性があると決定した。そのような制限は、本実務記述書の採用に不必要な障害を生じさせる可能性もある。さらに、当審議会は、企業が IFRS 基準の基礎となっている概念とは非常に異なる概念に従って財務諸表を作成している場合、当該企業が本実務記述書を適用する可能性は低いので、そのような制限の必要が実務において生じる可能性は低いと予想している。
- BC38 当審議会は、企業が経営者による説明において、財務諸表が IFRS 基準に準拠していない場合にはその作成基礎を開示するよう要求することを提案している。この提案は、関連する財務諸表が異なる基礎で作成されている場合に、当該財務諸表が IFRS 基準に従って作成されたものと投資者及び債権者が想定することを避けることを目的としている。

経営者による説明の主要な利用者（3.7 項から 3.9 項）

- BC39 当審議회가 2010 年実務記述書の開発時に留意したように、経営者による説明は一般目的財務報告の一部を構成する。したがって、経営者による説明は一般目的財務報告書と同じ主要な利用者に焦点を当てている。「概念フレームワーク」は彼らを「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」として識別している。
- BC40 当審議회는、経営者による説明の主要な利用者についてのこの記述を維持することを提案している。本公開草案は、それらを「投資者及び債権者」と呼んでいる。
- BC41 一部の基準設定主体及び他の機関は、特にサステナビリティ報告において、記述的報告書のより広い範囲の利用者を定めている。当審議회는、他の関係者も経営者による説明を有用と考える場合があることを認識している（例えば、従業員、政府機

関及び一般大衆)。しかし、提案している経営者による説明の目的は、投資者及び債権者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てている。「概念フレームワーク」の1.10項で説明しているように、一般目的財務報告書（経営者による説明を含む）は、主として他のグループに向けたものではないので、他のグループは他の情報又は追加的な情報を必要とする場合がある。

経営者による説明の目的（3.1項から3.4項）

BC42 2010年実務記述書は、経営者による説明の目的を次のように記述している。

経営者による説明は、関連する財務情報についての背景を示す統合的な情報を財務諸表の利用者に提供すべきである。このような情報は、良い状況と悪い状況の双方を含めて、何が起こったのかだけでなく、なぜそれが起こったのか及び企業の将来に対してどのような影響があるのかに関する経営者の見解を説明する。

経営者による説明は、企業の資源、企業及び当該資源に対する請求権並びにそれらを変動させる取引及び他の事象に関する統合的な情報を伝達することにより財務諸表を補足し補完する。

経営者による説明は、企業の将来の業績、状態及び進展に影響を与える可能性のある主要な傾向及び要素も説明すべきである。したがって、経営者による説明は、現在のみならず過去及び将来も検討する。

BC43 BC5項で述べたように、実務において経営者による説明は必ずしも投資者及び債権者の情報ニーズを満たしていない。当審議会は、経営者による説明の目的を明確化し、経営者による説明が当該目的を満たしているかどうかを企業が判断するのに役立つため、目的をより具体的にすることを図っている。

BC44 当審議会は、目的について3つの主要な明確化を提案している。すなわち、

- (a) 目的を投資者及び債権者が行う評価と関連付けるとともに、経営者による説明が投資者及び債権者に重要性がある情報を提供する必要があることをより目立つ形で確認すること（BC46項からBC49項参照）
- (b) 財務諸表の目的とどのように異なるのかを明確化すること（BC50項からBC53項参照）
- (c) 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力と関連付けること（BC54項からBC58項参照）

BC45 当審議会は、目的における経営者の視点への言及を、目的を補強する説明における

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

当該概念のより詳細な説明で置き換えることを提案している (BC 59 項から BC61 項参照)。当該目的は、統合された情報の伝達に直接には言及しない。その代わりに、当審議会は、実務記述書案の第 13 章が経営者による説明における情報を十分に統合された一体性のある全体として表示するよう要求することを提案している。さらに、バランスの達成に関してのガイダンス案は、良い状況と悪い状況の両方を記述するという考えを反映している。このガイダンスは、経営者による説明は有利な事項と不利な事項の両方を議論し、それらに関する有利な情報と不利な情報の両方を提供すると説明することによって、それを行っている。

投資者及び債権者が行う評価との関連付け並びに重要性の強調 (3.2 項から 3.3 項)

- BC46 当審議会は、経営者による説明の目的と、「概念フレームワーク」が一般目的財務報告の目的を議論するにあたり記述している投資者及び債権者の評価との明示的な関連付けを導入することを提案している。その関連付けの必要が生じるのは、経営者による説明は一般目的財務報告の一部であるので、そうした報告の目的を満たすことに寄与する情報を提供する必要があるからである。当該目的を議論するにあたり、「概念フレームワーク」は、投資者及び債権者は自分たちが次のことを評価することを可能にする情報を必要とすると説明している。
- (a) 将来キャッシュ・フローについての企業の見通し
 - (b) 経営者が、企業の経済的資源の受託者として、企業の経済的資源をどれだけ効果的かつ効果的に使用し保護したのか
- BC47 当審議会の考えでは、経営者による説明の目的を BC46 項で述べた投資者及び債権者の評価と明示的に関連付けることは、当該目的を満たす経営者による説明を経営者が作成するのに役立つであろう。当該評価への明示的な関連付けは、次のような効果があるであろう。
- (a) 経営者は、投資者及び債権者の評価に有用な情報を提供する責任があるが、自ら当該評価を行う責任はないことを明確化する。
 - (b) 経営者による説明において長期的な見方を提供することの重要性を強調する。
- BC48 当審議会は、目的を満たすために提供される情報に重要性があることを要求することによって、この明示的な関連付けを導入することを提案している。この関連付けは 2 段階で完成される。
- (a) 提案している重要性がある情報の定義が、投資者及び債権者が行う意思決定に言及している (BC106 項参照)。

(b) 3.3 項で提案している説明が、それらの意思決定が将来キャッシュ・フローについての企業の見通し及び企業の資源についての経営者の受託責任に関しての投資者及び債権者の評価に依存することを明確化している。

BC49 本公開草案は、経営者が重要性の判断を行うのに役立つことを意図したガイダンスを提案している (BC103 項から BC113 項参照)。

財務諸表の目的との相違

BC50 一般目的財務報告書として、財務諸表と経営者による説明はともに、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しの評価及び企業の資源についての経営者の受託責任の評価にあたって投資者及び債権者に有用な情報を提供することを目的としている (BC46 項参照)。当審議会は、経営者による説明の目的を、当該目的が財務諸表の目的とどのように異なるのかを明確にする方法で示すことを提案している。

BC51 財務諸表は企業の資産、負債、持分、収益及び費用に関する財務情報に焦点を当てている³。2010年実務記述書は、経営者による説明は、関連する財務諸表に対して文脈を提供しそれらを補完することによって、関連する財務諸表に含まれている情報を投資者及び債権者が理解するのに役立つことを意図していると述べていた (BC42 項参照)。しかし、経営者、監査人及びその他の人々は、どのような文脈上の情報及び補完的情報を経営者による説明が提供すべきなのかに関して確信がない場合がある。

BC52 したがって、当審議会は、企業の経営者による説明は次のような情報を提供すべきである旨を明確化することを提案している。

(a) 企業の財務諸表において報告されている企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。

(b) すべての時間軸 (長期を含む) にわたり企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する。

BC53 提案している目的を満たすように設計された経営者による説明には、財務諸表よりも多くの検討及び分析が含まれ、より多くの非財務情報 (例えば、企業の財務諸表において資産として認識されていない企業の無形の資源に関する情報) が含まれる可能性が高く、また、将来予測的な一部の情報が含まれる可能性がより高くな

³ 「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」)の3.2項参照

る可能性がある。

価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（3.10 項から 3.14 項）

BC54 BC46 項で述べたように、経営者による説明は、投資者及び債権者が将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを評価するのに役立つ情報を提供することを要求される。当審議会は、この評価のために投資者及び債権者は次の情報が必要である旨を説明することを提案している。

(a) 企業の将来キャッシュ・フローの金額若しくは時期に影響を与える可能性のある要因、又はその金額及び時期に関する不確実性に影響を与える要因を理解するための情報。投資者及び債権者がこの情報を必要とするのは、企業の将来の正味キャッシュ・インフローが、当該キャッシュ・フローが発生する前に経過する時間と当該キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性の両方について十分に補償するリターンを企業に提供する可能性が高いかどうかを評価するのに役立てるためである。

(b) 複数の時間軸にわたる事象に関連する可能性のある情報。投資者及び債権者がこの情報を必要とするのは、彼らが企業の将来キャッシュ・フローをすべての時間軸（短期、中期及び長期）にわたって評価するからである。

BC55 一部の記述的報告の要求事項及びガイドライン（サステナビリティ報告に適用されるものを含む）は、「価値創出」又は「企業価値」の概念を使用している。一部の利害関係者にとっては、「価値創出」は、キャッシュ・フローの生成についての企業の見通しに言及する場合よりも長期の時間軸を示唆している。

BC56 当審議会は、「価値創出」で意味しているのは、企業にとっての、したがって投資者及び債権者にとっての価値の創出であると説明することを提案している。当審議회가投資者及び債権者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てていることは、価値創出の概念が他の関係者（例えば、顧客、従業員又は社会全般）にとっての価値の創出を含んでいないことを意味する。ただし、他の関係者にとっての価値の創出又は破壊が、企業が自らのために価値を創出する能力に影響を与える可能性がある場合は別である。例えば、自然環境に対する悪影響が将来の規制又は社会的圧力を生じさせる可能性があり、それが企業の活動を縮小させたり企業に追加的なコストを課したりする可能性がある場合には、企業は自然環境に対する悪影響を記述することが必要となる可能性がある。

BC57 当審議会の考えでは、価値創出とキャッシュ・フローの生成についての見通しという概念は密接に関連しており、両方とのすべての時間軸を対象としている。企業の活動は、企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を増大させるか又は維持する場

合には、価値を創出する。逆に、企業の活動が企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を減少させる場合には、価値を毀損する。したがって、当審議会は、経営者による説明の目的が企業の「価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力」に言及すべきであると提案している。企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を投資者及び債権者が理解するのに役立つための情報の提供は、すべての内容領域について当審議会が提案している開示目的に対しても中心となる。

BC58 当審議会は、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力への言及は、次のことを強調することになると結論を下した。

- (a) 企業の見通しの基礎となる諸要因を検討するにあたって長期的な見方を提供する必要性
- (b) 価値創出と、企業の営業、投資及び財務活動を通じて創出される価値から生じて企業の財務諸表において報告される収益、費用及びキャッシュ・フローとの関連性

経営者の視点（3.18 項から 3.19 項）

BC59 2010年実務記述書は、経営者による説明は企業の業績、状態及び進展についての経営者の視点を提供すべきであると述べている。すなわち、経営者は企業の業績が過去の予想をどのように下回ったか、達成したか、又は上回ったのか及びその理由を説明すべきである。当審議会は、経営者による説明は経営者の視点を提供するという記述を維持することを提案している。企業の財務諸表についての経営者の説明及び分析を提供し、将来についての経営者の予想を示すことは、経営者による説明に固有のことであるからである。

BC60 2010年実務記述書は、経営者による説明は経営者にとって事業の管理において重要である情報から導き出すべきであると述べている。当審議会は、経営者による説明は経営者が使用している情報から導き出されるという記述を維持することを提案している。当審議会の諮問グループが、経営者は事業に関するどのような情報が重要であり、したがって投資者及び債権者が評価を行うにあたって有用であるのかを知るのに最も適した立場にあることを確認したからである。当審議会は、経営者が事業を管理するために情報を使用している場合、その事実は、情報（又はそれから導き出される情報）が投資者及び債権者にとって重要性がある可能性があるという1つの兆候である（しかし、唯一の考えられる兆候ではない）旨を説明することも提案している（12.4項参照）。

BC61 2010年実務記述書へのイントロダクションは、「経営者」について「企業の意思決定及び監督に責任を有する人物を指している。これには、役員、経営幹部及び統治

機関の構成員が含まれる可能性がある。」として言及している。当審議会が 2010 年に経営者についての具体的な記述を提供しなかったのは、各法域の要求事項が経営者による説明を誰が作成し承認するのかを決定しているからである。当審議会は、このアプローチの変更を提案しておらず、誰が経営者であるのかの説明を本公開草案に含めていない。

内容領域

- BC62 経営者が経営者による説明の目的を満たすのに役立つため、当審議会は次のことを提案している。
- (a) 経営者による説明において議論する必要がある内容領域を識別する (BC66 項から BC68 項参照)。
 - (b) 各内容領域についての開示目的を含める (BC69 項から BC76 項参照)。
 - (c) 経営者による説明が主要事項に焦点を当てることを要求する。当審議会は、各内容領域についての考えられる主要事項の例を示すことによって、この要求を補足する (BC77 項から BC79 項参照)。
 - (d) 各内容領域について、重要性がある情報には、経営者が主要事項をモニターし当該事項の管理において進捗度を測定するために使用している指標が含まれる可能性が高い旨を説明する。当審議会は、経営者による説明で報告される指標に適用される要求事項も提案している (BC125 項から BC134 項参照)。
- BC63 経営者が開示目的を満たすのに役立つため、当審議会は、改訂実務記述書に、各内容領域について、重要性がある可能性のある情報の例を含めることも提案している (BC80 項から BC81 項参照)。
- BC64 さらに、当審議会は、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びに ESG 事項についての有用な情報を経営者が提供するのに役立つ方法を検討した (BC82 項から BC84 項参照)。これらの事項は投資者及び債権者にとって特に関心のあるものである。
- BC65 BC85 項から BC94 項は、内容領域について提案している要求事項及びガイダンスの他の側面について論じている。

内容領域及びそれらの間の関連付け (4.1 項から 4.2 項)

- BC66 2010 年実務記述書は、企業の経営者による説明において議論する必要がある 5 つの内容領域を定めている。

- (a) 事業の性質
- (b) 経営者の目的及び当該目的を満たすための戦略
- (c) 企業の最も重大な資源、リスク及び関係
- (d) 営業の結果及び見通し
- (e) 経営者が企業の業績を記載された目的との比較で評価するために使用する重要な業績測定値及び指標

BC67 当審議会は今回、経営者による説明に含めるべき6つの内容領域を識別することを提案している。これらの内容領域は、2010年実務記述書で識別された内容領域に対応している。しかし、

- (a) 「資源及び関係」は、今回は独立の内容領域となる。資源及び関係（企業の財務諸表に認識されていないものを含む）は、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力において、ますます大きな役割を果たすからである。さらに、資源及び関係は企業にリスクと同じ形では影響を与えないので、投資者及び債権者は、資源及び関係についてリスクに関する情報とは異なる情報を必要とする。
- (b) 現在は事業モデルの一部として議論されている「外部環境」は、今回は独立の内容領域となる。当審議会在これを分離することを提案しているのは、外部環境における諸要因及びトレンドは、企業の事業モデルだけでなく、当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略にも、企業の資源及び関係や企業が直面するリスクとともに、影響を与える可能性があるからである。また、投資者及び債権者は、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える環境的及び社会的要因に関する情報をますます多く求めている。
- (c) 「見通し」は単一の内容領域ではなくなる。見通しに関する情報は投資者及び債権者にとって重要であると予想されるが、すべての内容領域を通じての要求事項及びガイダンスによって（特に、経営者の戦略、企業の外部環境及びリスクを説明する際に）扱われることになる。当審議会は、改訂実務記述書の付録で、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項に関する情報を経営者が提供するのに役立つための要求事項及びガイダンスの概要を示すことも提案している（BC82項からBC84項及び実務記述書案の付録B参照）。
- (d) 「指標」は独立の内容領域ではなくなる。その代わりに、経営者による説明における情報の選択及び表示に関しての提案している要求事項の一部として議論されることとなる（BC125項からBC134項参照）。

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

BC68 6つの内容領域は相互に関連している。経営者は、経営者による説明が目的を満たすために、これらの内容領域に関する情報の選択及び表示に際して、実務記述書案のPart Cで提案している要求事項を適用することが必要となる。当審議会の提案は、本実務記述書における要求事項に準拠するために、本公開草案で提案している構成、順序又は見出しを適用することを企業に要求しない。

開示目的（4.3項から4.6項、5.5項から5.7項、6.4項から6.6項、7.5項から7.7項、8.3項から8.5項、9.5項から9.7項及び10.4項から10.6項）

開示に対する全体的なアプローチ

BC69 当審議会は、経営者による説明が目的を満たすことにつながる可能性のある開示に関する要求事項の開発に対する2つのアプローチを検討した。

- (a) 規範的アプローチ（大部分の状況で投資者及び債権者の共通の情報ニーズの大半を満たすことを意図した開示要求の詳細で規範的なリストを提供する）
- (b) 目的ベースのアプローチ（提供する情報が満たすことを要求される開示目的を定め、企業が当該目的を満たすために何を開示することが必要となる可能性があるのかに関するガイダンスを提供する）

BC70 規範的アプローチは、情報が投資者及び債権者にとって重要性がある可能性の高いすべての事項を識別し、それらに関する具体的な開示を要求することを当審議会に要求することになる。当審議会の考えでは、これは次の理由で実行可能ではないであろう。

- (a) 提案している経営者による説明の目的は、経営者による説明が、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来において影響を与える可能性がある広範囲の事項を説明する必要がある可能性があることを意味している。
- (b) 議論が必要となる可能性のある事項、及び当該事項に関して重要性がある可能性のある情報は、非常に企業固有のものである。すなわち、企業の活動、企業が営業している業種及び企業の状況に依存することとなる。

BC71 したがって、当審議会は、開示目的を定める目的ベースのアプローチを提案している。

開示目的を開発するにあたっての考慮事項

BC72 2010年実務記述書は、経営者が各内容領域について何を議論する必要があるのかについての大きな記述を含んでいる。そうした大きな記述は、大きな開示目的と見ることができる。しかし、当審議会は、それらはこうした含意された目的を

満たすために必要とされる経営者による情報の識別に役立てるのに十分なほど目立つものではなく具体的でもないと考えている。

BC73 当審議会は、それらの大まかな記述を各内容領域についての明示的な開示目的に置き換えることを提案している。その開示目的は、経営者による説明の要求される内容に関する明瞭性を提供し、次のことに役立つことを意図している。

(a) 経営者は、経営者による説明が目的を満たすために含める必要がある企業固有の情報を識別すること（開示目的を満たすことは、企業が本実務記述書への準拠を主張したいのであれば必要である）。

(b) 外部保証の提供者及び規制当局が、提供されている情報が経営者による説明の目的を満たしているかどうかを評価すること

BC74 開示目的を開発するにあたり、当審議会は、次のことを考慮することによって、各内容領域に関しての投資者及び債権者の情報ニーズを識別することを図った。

(a) 当該領域についての投資者及び債権者の情報ニーズに関しての当審議会のリサーチ

(b) 当該領域における記述的報告の実務の欠陥についての当審議会の発見事項

(c) 他の基準設定主体が公表している要求事項及びガイドラインに関しての当審議会のリサーチ

(d) 2010年実務記述書におけるガイダンス

(e) 当審議会の諮問グループからのフィードバック

BC75 各内容領域について、当審議会は次のもので構成される開示目的を提案している。

(a) 主たる目的（当該内容領域についての投資者及び債権者の全体的な情報ニーズを記述）

(b) 評価目的（当該内容領域について提供される情報に依拠する投資者及び債権者の評価を記述）

(c) 具体的目的（当該内容領域についての投資者及び債権者の詳細な情報ニーズを記述）

BC76 本プロジェクトにおける目的ベースの開示要求についての当審議会の提案は、公開草案「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」における開示要求の開発のためのガイダンス案とおおむね整合的である。しかし、本実務記述書への準拠

を評価するための有効な基礎を生み出すため、本実務記述書についての当審議会の提案には、当該評価を背景説明情報の中でのみ記述するのではなく、投資者及び債権者の評価（評価目的）に焦点を当てた目的ベースの要求事項を含めている。提案している開示目的を開発するにあたり、当審議会は、最近公表した IFRS 基準書の開示目的も考慮した。

主要事項（4.7 項から 4.14 項、5.8 項から 5.9 項、6.7 項から 6.8 項、7.8 項から 7.10 項、8.6 項から 8.9 項、9.8 項から 9.10 項及び 10.7 項から 10.8 項）

BC77 当審議会は、経営者による説明は主要事項に焦点を当てるべきであると提案している。企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である場合は、その事項は主要事項と識別されることになる。当該能力についての理解は、投資者及び債権者が将来キャッシュ・フローについての企業の見通し及び経営者の受託責任を評価すること、並びに最終的には投資意思決定を行うことに役立つ。

BC78 当審議会は、経営者が経営者による説明を作成するにあたって重要性の判断を行うのに役立つために、主要事項の概念を導入することを提案している（BC111 項 (b)(ii)参照）。「概念フレームワーク」と本公開草案の両方において、重要性は情報の属性であって事項の属性ではない。同じ理由で、当審議会は、主要事項の定義において「重要性がある」ではなく「不可欠な (fundamental)」という用語を提案している。企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に対して当該事項がどれだけ重要なかを伝えるためである。「主要」及び「不可欠」という用語は、どのような情報を経営者による説明に含めるべきかを決定するための閾値として重要性を置き換えることを意図したものではない。

BC79 企業の経営者が当該企業に固有の主要事項を識別するのに役立つため、当審議会は、本実務記述書に主要事項の定義を補強するガイダンス及び考えられる主要事項の例示を含めることを提案している。

重要性がある可能性のある情報の例（第 15 章）

BC80 当審議会は、本実務記述書に重要性がある可能性のある情報の例示を含めることを提案している。各内容領域についての開示目的を満たすために経営者による説明に含める必要がある企業固有の情報を経営者が識別するのに役立つためである。この例示はそれぞれ具体的な開示目的に関連づけられている。

BC81 当審議会は、第 15 章において常に要求すべき情報項目を定めることを提案していない。BC69 項から BC71 項で議論したように、当審議会は開示に対する規範的アプローチではなく目的ベースのアプローチを提案している。

長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項に関する情報（4.16 項から 4.17 項及び付録 B）

BC82 BC12 項で述べたように、本プロジェクトを開始した理由の 1 つは、投資者及び債権者にとって特定の関心のある相互に関連した事項（すなわち、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びに ESG 事項）についてどのような情報を提供すべきかを経営者が識別するのに役立つことであった。本実務記述書案の付録 B は、どのような情報をこれらの事項に関して提供する必要があるかの決定にあたり経営者が考慮する必要がある可能性の高い、本実務記述書全体を通じての要求事項及びガイダンスの概要を示している。当審議会が提案している目的ベースのアプローチは、これらの事項に関して提供すべき情報の規範的なリストを含んでおらず、経営者による説明に当該事項に関して企業に固有で投資者及び債権者にとって重要性がある情報を含めることを意図している。

BC83 当審議会は、企業のガバナンスについて包括的な又は詳細な報告を要求することを提案していない。ガバナンスは通常は国内法で規制されているからである。

BC84 BC3 項で述べたように、多くの法域及び機関が、テーマ固有若しくは業種固有の要求事項又はガイドラインを、環境的及び社会的事項、その他のサステナビリティ関連のテーマ又は記述的報告の他の側面について公表している。当審議会の考えでは、経営者による説明は、そうした要求事項及びガイダンスに準拠するために開示する必要のある情報の適切な記載場所であろう。

(a) 当該情報の一部が投資者及び債権者にとって重要性がある場合、当該情報を経営者による説明において提供することは、本実務記述書の目的ベースの要求事項を満たすのに役立つであろう。

(b) 当該情報の残りの部分が投資者及び債権者にとって重要性がない場合、企業は、重要性がある情報を覆い隠すことを避ける方法で当該情報を表示するのであれば、依然として当該他の情報を経営者による説明で提供することができる（13.18 項参照）。

その他の考慮事項

価値創出及びキャッシュ・フローとの関連付け

BC85 経営者による説明の目的は、すべての時間軸（長期を含む）にわたり企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を与える情報を提供することを企業に要求している。

- BC86 当審議会は、すべての内容領域についての要求事項をこの目的に関連付け、また、それにより、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を説明する必要性に関連づけることを提案している。特に、
- (a) 事業モデルについて提案している主たる開示目的は、企業の事業モデルがどのようにして価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すのかを投資者及び債権者が理解できるようにする情報を提供することである。他の内容領域について提案している主たる開示目的は、この開示目的を基礎としている。例えば、経営者の戦略についての主たる開示目的は、企業の事業モデルの維持及び発展（また、それにより、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力の維持及び発展）のための経営者の戦略を、投資者及び債権者が理解できるようにする情報を提供することである。
- (b) すべての内容領域に、主要事項（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な事項）に焦点を当てるという要求を含める。

事業モデル

- BC87 「事業モデル」は、記述的報告の要求事項、ガイドライン及び実務並びに学術文献でも一般的に使用されている用語である。当審議会のリサーチは、事業モデルの単一の広く受け入れられている記述がないことを示していた。
- BC88 当審議会は、「事業モデル」という用語で、企業が何を行っているか及びどのようにそれを行っているかを記述することを意図している。当審議会は、提案している事業モデルの記述の基礎を IFRS 第 3 号「企業結合」における事業の定義に置いた⁴。提案している経営者による説明の目的に照らして、当審議会は、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に言及するように定義を修正した。
- BC89 事業の構成要素についての IFRS 第 3 号のガイダンスを基礎として、本公開草案は、事業モデルの中での価値の創出及びキャッシュ・フローの生成のサイクルは、企業が営業に関するインプットを入手し、当該インプットをアウトプットに変換し、当該アウトプットを販売し、それらを顧客に引き渡して資金を回収する統合化されたプロセスを伴うと説明している。提案している事業モデルの記述は、「事業モデル」が、すべての時間軸（長期を含む）にわたり価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す可能性のあるプロセスを対象とすることを強調している。
- BC90 IFRS 第 9 号「金融商品」では、「事業モデル」という用語及び関連するガイダンスは、本公開草案よりも具体的な文脈で使用されており、経営者による説明の作成

⁴ IFRS 第 3 号「企業結合」の付録 A 参照

にあたって適用するようには設計されていない。IFRS第9号は、この用語を企業が金融資産を管理するための事業モデルを指すために使用しており、当該資産を測定のためにどのように分類するのかの決定に関連性のある事業モデルの諸側面に焦点を当てている。これと対照的に、本公開草案では、この用語が対象としているのは、金融資産の管理だけでなく、価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル全体である。

- BC91 状況に応じて、経営者は経営者による説明において複数の事業モデルを識別し記述することが必要な場合がある。一体性に関する当審議会の提案に照らして、企業の事業モデルに関する情報は、投資者及び債権者が当該情報を企業の財務諸表における事業セグメントに関する情報と関連させることを可能にする方法で提供することが必要となる（13.30項参照）。IFRS第8号「事業セグメント」は、事業セグメントを、企業の構成部分のうち当該基準書で定めている3つの要件を満たすものと定義している。

財務業績及び非財務業績

- BC92 2010年実務記述書は、経営者による説明は企業の財務業績及び非財務業績を明確に記述すべきであると述べている。
- BC93 財務業績及び財政状態についての提案している主たる開示目的は、企業の財務諸表で報告される企業の財務業績及び財政状態に言及している。
- BC94 本公開草案は、内容領域についての要求事項を設定するにあたり、「非財務業績」又は「非財務状態」という用語を使用していない。それらの用語には広く受け入れられている定義がないからである。しかし、両方の種類の業績に関する情報が経営者による説明において要求される。具体的には、一部の利害関係者が企業の非財務業績及び非財務状態と呼んでいるものに関する情報は、事業モデル、経営者の戦略、資源及び関係、リスク及び外部環境について提案している開示目的を、特に次のことに関連して、満たすことによって提供されるであろう。

(a) 主要事項における進展

(b) 当該主要事項の管理における経営者の進捗度

経営者による説明における有用な情報の属性

- BC95 BC5項で説明したように、当審議会のリサーチは、経営者による説明において現在提供されている情報が必ずしも有用でないことを示していた。特に、「概念フレームワーク」が有用な財務情報の「質的特性」として記述している属性が欠けてい

る場合がある。

- BC96 当審議会の考えでは、現在の報告実務の欠陥を生じさせている1つの要因は、経営者による説明の作成者の一部が、どのような属性によって情報が投資者及び債権者にとって有用となるのか、どのような属性によって当該情報がより有用となるのかを理解していない場合があることである。

属性に関する要求事項及びガイダンスの開発に対するアプローチ

- BC97 当審議会は、経営者による説明における情報は「概念フレームワーク」で示している有用な財務情報の属性を有しているべきであるという2010年実務記述書の要求を維持することを提案している。当審議会は、経営者がこの要求を適用するのに役立つためのガイダンスを提供することも提案している。

- BC98 そうしたガイダンスを開発するにあたり、当審議会は次のことを考慮に入れた。

- (a) 経営者による説明は、財務諸表の作成に関与している個人よりも大きなグループの個人が作成していることが多く、そのより大きなグループの中の個人はIFRS基準及び「概念フレームワーク」に習熟していない場合がある。
- (b) 経営者による説明における情報は、財務諸表における情報よりも幅が広い。例えば、経営者による説明は、財務諸表よりも多くの定性的情報や将来予測的情報を含んでいる可能性が高く、財務諸表における認識を生じさせず開示さえ生じさせない事項に関する情報を提供する可能性が高い。

- BC99 したがって、当審議会は改訂実務記述書を次のようにすることを提案している。

- (a) 有用な情報の各属性の簡潔な記述を含める。これは「概念フレームワーク」における質的特性の対応する記述を基礎とするが、できるだけ平易な文言を使用する。当審議会は、特性のいくつかについてより日常的な呼称を使用することを提案しているが、概念は同じである。すなわち、「中立性」の代わりに「バランス」、「誤謬がないこと」の代わりに「正確性」、「理解可能性」の代わりに「明瞭性及び簡潔性」としている。
- (b) 属性についての追加的なガイダンスを提供する。これは、現在の報告実務における欠陥を防止するのに役立つこと、作成者がより有用な定性的情報及び将来予測的情報を提供するのに役立つこと、又は作成者が困難と考えている領域を明確化することを意図したものである。

- BC100 当審議会は、「概念フレームワーク」で示している忠実な表現の3つの構成要素(完全性、バランス及び正確性)に関してガイダンスを示すが、忠実な表現という全体

的な特性については直接にガイダンスを示さないことを提案している。当審議会のリサーチは、経営者による説明の作成者は「忠実な表現」という用語を幅広く使用又は理解していない可能性があることを示唆している。

BC101 「概念フレームワーク」は、情報を有用にする基本的な質的特性（目的適合性及び忠実な表現）と、有用な情報をより有用にする補強的な質的特性（理解可能性、比較可能性、検証可能性及び適時性）とを区別している。同様の方法で、本公開草案は、経営者による説明は重要性がある情報を提供すべきであり、情報は完全で、バランスが取れ正確であるべきであるが、明瞭性及び簡潔性、比較可能性及び検証可能性で、経営者による説明における情報がより有用になると述べている。単純化のため、本公開草案は、経営者による説明における情報について要求される属性の単一のリストを記載し、基本的な属性を補強的な属性と明示的に区別してはいない。

BC102 表1は、「概念フレームワーク」で示している有用な財務情報の質的特性を本公開草案で示している経営者による説明における有用な情報の属性と比較している。

表1—有用な情報

「概念フレームワーク」で記述している質的特性	本実務記述書案で記述している属性	経営者による説明について提案している追加的なガイダンス
目的適合性及びその企業固有の側面—重要性	重要性 (3.2 項、3.15 項から 3.17 項及び第 12 章)	提供する必要のある重要性がある情報の識別についてのガイダンス (BC103 項から BC113 項参照) 単純化のため、本公開草案は、目的適合性の企業固有の側面である重要性のみに言及している。
完全性	完全性 (13.4 項から 13.6 項)	考えられる将来事象に関する完全な情報の提供についてのガイダンス。それらに関する情報は、経営者による説明の文脈の方が財務諸表の文脈でよりも重要性がある可能性が高いからである。 経営者による説明に、過去の期間から変わらない継続的な情報を含めることについてのガイダンス 報告期間の末日後の事象に関する情報についてのガイダンス

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

「概念フレームワーク」で記述している質的特性	本実務記述書案で記述している属性	経営者による説明について提案している追加的なガイダンス
中立性	バランス (13.7 項から13.10 項)	経営者による説明で議論すべき事項の選択及び当該事項に関するバランスの取れた情報の提供についてのガイダンス 野心的な事項（例えば、経営者の目標）に関するバランスの取れた情報の提供についてのガイダンス
誤謬がないこと	正確性 (13.11 項から13.12 項)	正確性は必ずしもすべての点で完全な精密性を意味するものではなく、必要とされ達成可能な精密性の程度はさまざまな種類の情報について異なる旨の説明 さまざまな種類の定性的情報及び定量的情報について正確性を達成する方法の例（記述、見積り及び予測を含む）
理解可能性	明瞭性及び簡潔性 (13.13 項から13.21 項)	明瞭な情報の提供についてのガイダンス（最も明瞭な表示の形式の選択についてのガイダンスを含む） 簡潔な情報の提供についてのガイダンス（重要性がある情報を相互参照によって含めることについてのガイダンスを含む）（BC117 項から BC124 項参照） 重要性がない情報を含めることについてのガイダンス—例えば、企業が国内の法令又は他の要求事項に準拠するために当該情報を提供する必要がある場合
比較可能性	比較可能性 (13.22 項から13.23 項)	企業は重要性がある情報の提供を比較可能性よりも優先すべきである旨を強調

「概念フレームワーク」で記述している質的特性	本実務記述書案で記述している属性	経営者による説明について提案している追加的なガイダンス
検証可能性	検証可能性 (13.24 項から 13.26 項)	経営者による説明における情報を検証可能性を高める方法で提供することについてのガイダンス 検証可能でない可能性のある情報（例えば、将来予測的情報）を使用すべきかどうかを投資者及び債権者が決定できるようにするための十分な説明の提供についてのガイダンス
適時性	—	当審議会は、適時性を経営者による説明における有用な情報の属性として挙げないことを提案している。その理由は、 (a) 経営者による説明の公表の時期は国内法及び規制事項である。 (b) 経営者による説明は、たとえ財務諸表の後に公表される場合でも、依然として確認価値を有するため、有用である可能性がある。例えば、投資者及び債権者が経営者による説明における情報を従前の予想と比較するのに役立つ場合がある。
—	一体性 (13.27 項から 13.30 項)	当審議会は、一体性を経営者による説明における情報に固有の属性として導入することを提案している (BC114 項から BC116 項)。

重要性の判断の行使（第 12 章）

BC103 2010 年実務記述書は、重要性は目的適合性の企業固有の側面であると述べ、企業の経営者が企業にとって重要性がある情報を経営者による説明に含めることを要求している。

BC104 BC5 項で述べたように、当審議会のリサーチは、経営者による説明は投資者及び債権者に彼らが必要とする情報を必ずしも提供していないことを示している。特に、当審議会は、経営者による説明が次のようである場合があることに留意した。

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

- (a) 企業の見通しにとって重要である事項に焦点を当てていない。そうした事項に関する重要性がある情報を提供できていなかったり、そうした情報が重要度のより低い事項に関する重要性がない情報で覆い隠されたりしていることによるものである。
- (b) 内容に一般的な情報が多すぎて、企業固有の情報が十分でない。

BC105 BC48 項で説明したように、当審議会は、経営者による説明の目的を満たすために提供する情報に重要性があることを要求している。提案している「重要性がある情報」の定義は、当該用語の「概念フレームワーク」及び IFRS 基準における定義から取られており、文脈が経営者による説明である旨への言及を含めている⁵。この定義は、その文脈において、情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、投資者及び債権者が経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があると説明している。

BC106 提案している定義が、経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行われる意思決定に言及しているのは、次の理由からである。

- (a) 経営者による説明のみに言及すると、投資者及び債権者は、財務諸表もともに読まなくても、経営者による説明のみに基づいて適切な意思決定を行うことができるという示唆となる可能性がある。経営者による説明のみに基づいて意思決定を行うことは、適切ではないであろう。経営者による説明は財務諸表を補完するように設計されているからである。
- (b) 経営者による説明と財務諸表は同じ目的（「概念フレームワーク」で示している一般目的財務報告の目的）に貢献し、同じ評価（将来キャッシュ・フローについての企業の見通し及び企業の資源についての経営者の受託責任）を支援するための情報を提供する。これらの評価は、経営者による説明及び関連する財務諸表の両方に基づくことになる。

BC107 誤った解釈を避けるため、当審議会は次のことを明確化することを提案している。

- (a) 経営者による説明は、財務諸表を補完するように設計されているので、設計上、財務諸表における情報の大半は経営者による説明で繰り返す必要がない。
- (b) 財務諸表における情報は、提案している経営者による説明の目的及び内容領域

⁵ 「概念フレームワーク」は、情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する財務情報を提供する一般目的財務報告書の主要な利用者が当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性があると述べている（「概念フレームワーク」の 2.11 項参照）。

について提案している開示目的を満たすために必要な範囲、又は経営者による説明と財務諸表との一体性を提供するために必要な範囲で、経営者による説明において提供される必要がある。

BC108 重要性の判断の行使は、経営者による説明の作成においては、財務諸表の作成よりも困難となる可能性がある。その理由は、

(a) 経営者による説明の方が、財務諸表よりも多くの説明的情報及び将来予測的情報を含んでいる。重要性の判断は、そうした情報については定量的情報の場合よりも困難である。

(b) IFRS 基準は、企業が財務諸表に含めることを検討する必要がある情報の大きな母集団を明示的に識別している。明示的な識別は、企業が経営者による説明に含めることを検討する必要がある情報のずっと小さな母集団しか明示的に識別できない本実務記述書の場合には、より困難である。

BC109 このため、また、BC104 項で述べた種類の実務における欠陥を防止するため、当審議会は、経営者による説明の文脈における重要性の判断の行使についてのガイダンスを提案している。このガイダンス案は、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」を基礎としている。追加的なガイダンスが、次のような考えられる将来事象に関する情報に関しての重要性の判断の行使に関して含まれている。それは、企業の財務業績又は財政状態に影響を与えておらず、企業の財務諸表において報告されておらず、結果が不確実である将来事象である。

BC110 当審議会は、実務記述書第 2 号に、財務諸表を作成するにあたって行う重要性の判断についての追加的なガイダンスを追加する提案を開発すべきかどうかを検討するつもりである。

BC111 当審議会は、改訂実務記述書を次のようにすることを提案している。

(a) 重要性の判断を行うにあたり、経営者は、明確に定義された利用者（投資者及び債権者）の集合の共通の情報ニーズを考慮すべきで、投資者及び債権者の特定の部分集合に特有の情報ニーズは考慮しないことを強調する（BC39 項から BC41 項参照）。

(b) 重要性がある可能性のある情報の識別についてのガイダンスを提供する。特に、当審議会は次のことを提案している。

(i) 各内容領域についての開示目的及びそれらに関する重要性がある可能性のある情報の例を含める。企業の状況において重要性がある情報を経営者が識別するのに役立つためである。

- (ii) 「主要事項」の概念を、経営者による説明の文脈において経営者が重要性の判断を行うのに役立つためのツールとして導入し、そうした主要事項の識別についてのガイダンスを提供する(BC77項からBC79項参照)。
(当審議会は、「主要事項」を企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力(長期を含む)に不可欠な事項として定義することを提案している。) 主要事項は企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に対して根本的な影響があるため、投資者及び債権者にとって重要性がある情報の多くは主要事項に関連している可能性が高い。
- (iii) 情報に重要性がある可能性があるという兆候の記述を提供する。例えば、情報が主要事項に関するものである場合に、それが経営者が事業を管理するために使用している情報から導き出されているか、又は企業の資本市場とのコミュニケーションに含められていること。
- (iv) 企業が、重要性がある情報を識別するのに役立つため、他の機関が公表した記述的報告の要求事項及びガイドラインを適用する可能性がある旨を説明する。

(c) 情報に重要性があるかどうかの評価についてのガイダンスを提供する。

(d) 重要性がある情報を集約しすぎて省略されたり、十分に集約されていない重要性がない情報で覆い隠されたりしないように、情報をどれだけ集約すべきかについてのガイダンスを提供する。

BC112 企業は、改訂実務記述書を記述的報告についての国内の法令又は他の要求事項若しくはガイドラインとともに適用したいと考える場合がある。これらの要求事項又はガイドラインの中には、当審議会の提案によれば重要性があるとは判断されないであろう情報の開示を企業に要求するものがある場合がある。改訂実務記述書を国内の要求事項とともに適用することを促進するため、当審議会は、投資者及び債権者にとって重要性がある情報を覆い隠さないならば、経営者による説明にそうした情報を含めることを認めることを提案している。

BC113 3.2項は、経営者による説明が重要性がある情報を提供するように要求することを提案している。当審議会の経営者による説明に関する諮問グループは、重要性があるが商業上の機密に関わる情報を企業が開示しないことを認める例外を設けるべきかどうかを議論した。諮問グループのメンバーは賛否両論を示した。さらに、IFRS基準の開示要求は、一般的には商業上の機密情報についての例外を含んでいない。IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」には例外があるが、情報の開示で他者との係争における企業の立場が著しく不利となる可能性がある「極めて稀な」

場合にのみ適用される。これらの理由により、本公開草案は、商業上の機密に関わる情報についての例外を提案していない。

一体性（13.27 項から 13.30 項）

BC114 BC5 項で述べたように、一部の経営者による説明は、断片化された情報を提供している。個々の情報の間の関係を投資者及び債権者が理解することを可能にするような、経営者による説明におけるより相互関連性のある記述を促進するために、当審議会は、経営者による説明における情報は一体的なものとするべきであるという要求を提案している。当審議会は、次のようにする方法の決定についてのガイダンスを提案している。

- (a) 主要事項に関する情報を一体性のあるものとする（経営者による説明が、各主要事項に関して、投資者及び債権者が当該事項の影響を評価するための十分な情報を提供するようにするため）
- (b) 経営者による説明における情報を全体として一体性のあるものとする（個々の情報の間の関連性が明瞭となるようにするため）

BC115 当審議会は、経営者による説明が関連する財務諸表と必ずしも整合していないとも聞いた。企業の経営者による説明は企業の財務諸表についての投資者及び債権者の理解を深めることを意図しているので、当審議会は、経営者による説明が、投資者及び債権者がその中の情報を企業の財務諸表における情報と関連付けることを可能にする方法で情報を提供することを要求するよう提案している。

BC116 当審議会の考えでは、企業の経営者による説明における情報は、企業が提供する他の情報（例えば、投資家向けのプレゼンテーション、企業の Web サイト、又は他の一般に利用可能なコミュニケーションにおける情報）とも整合的であるべきである。したがって、当審議会は、経営者による説明は、経営者による説明における情報と企業が提供している他の情報との間の見掛け上の不整合の領域を識別し説明すべきであると提案している。

相互参照による情報の記載（13.19 項から 13.21 項）

BC117 投資者及び債権者は、企業の経営者による説明、財務諸表及び他の報告書の間で情報が重複していることが多いという懸念を示した。当審議会は、他の報告書への相互参照によって情報を経営者による説明に含めることによって、企業がそうした重複を減らすことができるかどうかを検討した。

BC118 2010 年実務記述書は、「実務上可能な場合には、経営者は、経営者による説明において、財務諸表の注記で行っている開示との重複を避けるべきである」と述べてい

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

る。しかし、2010年実務記述書は、企業の財務諸表への相互参照によって情報を経営者による説明に含めることには明示的に言及していない。

BC119 情報を相互参照によって含めることに関する提案を開発するにあたり、当審議会は次のことを行った。

(a) 財務諸表における開示を相互参照によって含めることに関しての、ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」における分析及びその後の利害関係者からのフィードバックを検討した⁶。

(b) 経営者による説明における情報を相互参照によって含めることに対する他の基準設定主体のアプローチをレビューした。

(c) 諮問グループからのフィードバックを検討した。

BC120 情報を相互参照によって経営者による説明に含めることを認めることは、次のことに関する懸念を生じさせる可能性がある。

(a) 断片化（特に、多くの相互参照を含める場合）により、投資者及び債権者が重要性がある情報の多くを他の場所で探すことになり、経営者による説明の明瞭性を低下させる可能性がある。

(b) 相互参照によって含めた情報の位置付け、利用可能性及び当該情報が最新のものであるかどうか

BC121 当審議会は、他の報告書への相互参照によって情報を経営者による説明に含めることを認めると提案している。その理由は、

(a) そうすることで、企業の報告書間での情報の重複を限定し、経営者による説明をより簡潔にし、「開示の負担」を減らすことに役立つ可能性がある。

(b) 本公開草案の開発にあたり協議した利害関係者の大半が、少なくともいくつかの場合（特に財務諸表への相互参照）に、このアプローチにおおむね同意した。

(c) そうすることがいくつかの法域で認められている（特に、経営者による説明を含んだ年次報告パッケージの中で）。

BC122 当審議会は、相互参照によって経営者による説明に含めた情報は、たとえ実際には他の報告書にあるとしても、その経営者による説明の一部となると提案している。その原則の結果として、

⁶ ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」参照。

- (a) 当該情報が本実務記述書の他の要求事項に準拠することが必要となる。例えば、経営者による説明における情報について要求されているすべての属性を有していることが必要となる。
- (b) 当該情報を含んだ報告書は、経営者による説明が利用可能である場合にはいつでも、同じ条件で、投資者及び債権者が利用可能であることが必要となる。
- (c) 経営者による説明の公表を承認する機関又は個人は、相互参照によって含めた情報について、経営者による説明の中に直接に含めた情報と同じ程度の責任を負うことになる。

BC123 当審議会は、情報を相互参照によって含めることに対する制限も提案している。これらの制限は、相互参照の精密性、他の報告書が対象としている期間、及び他の報告書が最新のものである必要性に関するものである。当審議会の考えでは、提案している原則及び制限は、重要性がある情報を覆い隠す可能性のある過度の相互参照を制限するのに役立つであろう。当審議会は、経営者による説明は財務諸表を補完するように設計されているので、企業の財務諸表における情報の大半は、経営者による説明において重複させる必要がない旨を明確化することも提案している（BC107項参照）。

BC124 情報を相互参照によって経営者による説明に含めることは、次のこととは異なる。

- (a) 場合によっては投資者及び債権者にとって関心がある可能性があるが、経営者による説明の文脈では重要性がない詳細を提供するために、経営者による説明の外の補完的な非財務情報への案内をすること。例えば、経営者による説明の文脈では重要性があるとは判断されないであろう詳細なガバナンス情報を含んだガバナンス報告書への案内をすること。
- (b) 経営者による説明に含めた統計値又は他の情報の外部の情報源を示すこと。

指標（第14章）

すべての指標（14.4項から14.13項）

- BC125 2010年実務記述書は、「経営者が企業の記述された目的に対して業績を評価するために使用している重大な業績測定値及び指標」を、経営者による説明において議論すべき内容領域の1つとして挙げている。
- BC126 当審議会は、経営者による説明における指標の提供についての要求事項及びガイドダンスを本実務記述書案のPart C「情報の選択及び表示」に含めることを提案し

ている。

- BC127 当審議会は、企業が経営者による説明において提供することを要求されるであろう指標のリストを示すことを提案していない。企業に固有で、企業が営業している業種や企業のその他の状況を反映する指標に関する情報の方が、投資者及び債権者にとって有用である可能性が高いからである。当審議会は、要求される指標のリストを示す代わりに、改訂実務記述書が、経営者による説明において議論する事項に関連した企業固有の重要性がある情報（指標を含む）を識別するためのガイダンスを提供する方が良いと判断した。当審議会の考えでは、重要性がある情報には、企業の経営者による説明の文脈では、企業の経営者が主要事項をモニターし当該主要事項の管理における進捗度を測定するために使用している指標から算出された指標が含まれる可能性が高い。各内容領域について、当審議会は、主要事項及びその管理における進捗度をモニターするために使用されることのある指標の例を示すことを提案している。当審議会の提案は、経営者が投資者及び債権者にとって重要性がある可能性のある指標を識別するために、他の機関が公表した詳細なテーマ固有又は業種固有の要求事項又はガイドラインを使用することも認めている。
- BC128 指標に関する提案を開発するにあたり、当審議会は 2010 年実務記述書における要求事項を考慮した。当審議会は、他の基準設定主体及び証券規制当局が公表した要求事項及びガイドライン並びに指標の使用に関する学術文献もレビューした。このレビューは、企業の財務諸表において表示された測定値を調整することによって算出された指標（「代替的な業績指標」又は「非 GAAP 指標」と呼ばれることがある）を対象とした。
- BC129 指標についての当審議会の提案は、公開草案「全般的な表示及び開示」における経営者業績指標についての提案よりも、次のような理由で範囲が広い⁷。
- (a) 当該公開草案は、経営者業績指標を、収益及び費用の小計のうち、財務諸表の外での一般へのコミュニケーションにおいて、IFRS 基準で定めている合計又は小計を補完し、企業の財務業績の一側面についての経営者の見解を財務諸表利用者に伝えるために使用されているものと定義している。経営者による説明は、より幅広い範囲の指標について議論することが必要な場合がある。例えば、企業の財政状態又はキャッシュ・フローの主要な側面をモニターするため、又は主要事項をモニターするために使用される指標などである。
 - (b) 経営者による説明における指標について提案している要求事項は、経営者によ

⁷ 公開草案「全般的な表示及び開示」参照。

る説明におけるすべての指標に適用され、追加的な要求事項を、企業の財務諸表において表示又は開示されている測定値を調整することによって算出される指標並びに経営者による説明に含めている指標に関連した予測及び目標について提案している。

BC130 企業の財務諸表は、当審議会が提案している開示の一部をすでに含んでいる場合がある。13.17項で説明しているように、当審議会の提案では、そうした情報が経営者による説明で繰り返されるのは、提案している開示目的及び提案している経営者による説明の目的を満たすため、又は経営者による説明と財務諸表との間の一体性を提供するために必要である場合のみである。

予測及び目標（14.14項から14.17項）

BC131 当審議会は、経営者による説明に予測又は目標を含めるという要求を導入することを提案していない。提案している要求事項は、投資者及び債権者が、企業の見通しについての経営者による評価ではなく、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しを評価するのに役立つための情報の提供に焦点を当てている。しかし、本提案は、経営者が予測又は目標を経営者による説明に含めること（例えば、目的又は当該目的の達成に向けての道筋におけるマイルストーンを説明すること）を禁止してはいない。

BC132 当審議会は、経営者が経営者による説明に含めている予測及び目標に関する有用な情報の提供についての要求事項を提案している。特に、当審議会は、経営者による説明は次のようにすべきであると提案している。

- (a) 予想又は目標に関連する当期の業績又は状態の指標を識別する。
- (b) 予測金額又は目標金額を計算するために使用した方法及び当該計算へのインプットを説明する。
- (c) 当報告期間に係る実際の金額及び予測金額又は目標金額を開示する。
- (d) 差異及び当該差異の含意を分析し説明する。
- (e) 企業が当報告期間より後の期間について過去に公表した予測又は目標がある場合には、それにアクセスする方法を説明し、当該予測が公表後に更新されているかどうかを説明する。

BC133 企業が一般に利用可能なコミュニケーションにおいて予測又は目標を過去に公表している場合がある。当審議会の提案では、経営者による説明は、BC132項に記述した情報を、経営者による説明に含めた予測及び目標に関してのみでなく、企業

の他の一般に利用可能なコミュニケーションに含めた予測及び目標に関しても提供することになる。したがって、

- (a) 経営者による説明において議論している指標に関連する予測及び目標に関する情報が、すべての投資者及び債権者に1か所（経営者による説明）で提供されることになるので、投資者及び債権者は当該情報を企業の他のコミュニケーションで探す必要がない。
- (b) 差異の説明が、経営者による説明に含めた予測及び目標に対してのみでなく、他の一般に利用可能なコミュニケーションに含めた予測及び目標に対しても行われることになる。この種の説明は、投資者及び債権者が、過去の予測及び目標を達成する上での経営者の成功度を評価し、それにより企業の資源についての経営者の受託責任を評価するのに役立つ可能性がある。
- (c) 投資者及び債権者が、当報告期間より後の、企業の将来の業績及び状態についての経営者の視点に関する洞察を提供する可能性のある、経営者による説明における指標に関連したすべての公表された予測及び目標を知ることになる。当審議会は、投資者及び債権者は、経営者が予測及び目標を作成するにあたって行った仮定に関する情報を、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しについての自身での評価に有用であると考えていると聞いた。

BC134 当審議会は、この提案が作成者にとって煩雑とはならないと予想している。作成者がすでに作成して公開のコミュニケーションに含めた予測及び目標に関するものであり、かつ、経営者による説明に含めた指標に関連する予測及び目標に限定されているからである。

発効日及び経過措置（1.6 項）

BC135 当審議会は、改訂実務記述書が公表日以後に開始する年次報告期間について 2010 年実務記述書に取って代わることを提案している。

BC136 提案した発効日を決定するにあたり、当審議会は、企業には、改訂実務記述書の内容をレビューして、社内システム及び統制手続を設置又は修正するための時間が必要となることに留意した。経営者による説明において重要性がある情報を提供し、それを投資者及び債権者に役立つ方法で表示することを確保するためである。必要となる時間は、企業の現在の記述的報告のシステムのほか、企業の実態及び状況（企業の規模や記述的報告に適用される国内の法令など）に応じて決まる。当審議会が提案している発効日は、企業の経営者による説明が改訂実務記述書に準拠することを要求される前に、少なくとも 1 年を企業に与えることになる。

- BC137 当審議会は、改訂実務記述書の早期適用を認めることを提案している。早期適用により、企業が投資者及び債権者の情報ニーズをよりよく満たすことが可能となる可能性がある。当審議会は、早期適用により生じる可能性のある投資者及び債権者にとっての不利益はないと考えた。
- BC138 当審議会は、具体的な経過措置を提案していない。この理由は、経営者による説明における情報は、経営者が事業の管理にあたってすでに使用している情報から導き出されるものと予想されるので、企業は経営者による説明のために特別に情報を作成する必要がないからである。

本提案の予想される影響

- BC139 当審議会は、提案されている新たな要求事項を実施することで生じる可能性の高いコスト、並びにそれらの提案で生じる可能性の高い継続的な適用コスト及び便益を評価し、自らの見解を共有することを公約している。これらのコスト及び便益を総称して「影響」と呼んでいる。当審議会は、当審議会の提案で生じる可能性の高い影響についての追加的な洞察を、本公開草案並びにフィールドワーク、分析及び協議を通じて得る。
- BC140 本プロジェクトにおける当審議会の提案の影響の分析は、財務報告の質に対する影響に焦点を当てている（BC144 項から BC161 項参照）。当審議会の提案が実務に与える影響を現行の要求事項の実務における適用の影響と比較することは困難である。当審議会は 2010 年実務記述書を適用している企業についての証拠をほとんど有していないからである。当審議会は、どのように提案が次のようになる可能性があるのかも検討した。
- (a) 本提案を全面的に又は一部のいずれかで採用することを選択する法域に便益をもたらす（BC162 項から BC165 項参照）。
 - (b) 作成者が複雑な記述的報告の領域を進んでいく助けとなる（BC166 項から BC167 項参照）。
- BC141 当審議会は次のことについても検討した。
- (a) 作成者にとっての本提案の導入及び継続的な適用で生じる可能性の高いコスト（BC168 項から BC170 項参照）
 - (b) 投資者及び債権者にとってのもたらされる情報の分析で生じる可能性の高いコスト（BC171 項から BC172 項参照）

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

(c) 可能性の高いコストとの比較での可能性の高い便益の全体的な評価 (BC173 項から BC177 項参照)

BC142 この影響分析は主として定量的ではなく定性的である。当初及びその後のコストと便益は、利害関係者の間で異なる可能性が高い。コスト及び特に便益の定量化は、主観的であり困難である。この種の分析においてコスト又は便益のいずれかを定量化する十分に確立された信頼性のある技法はない。分析は、本提案で生じる可能性の高い影響の分析であり、実際の影響の分析ではない。実際の影響を適用の前に知ることはできないからである。

BC143 当審議会は、本公開草案を開発した際に、提案の潜在的な影響を理解することを図った。本プロジェクト及びそれにより生じる可能性が高い影響は、次のような場で議論された。

(a) 本プロジェクトに関する主要な諮問グループである、経営者による説明の諮問グループとの 4 回の会合

(b) 当審議会の他の諮問グループとの 13 回の機会 (資本市場諮問委員会、世界作成者フォーラム、会計基準アドバイザー・フォーラム及び新興経済グループを含む)

(c) 利害関係者との 70 回の会合 (投資者及び債権者、作成者、学識者、基準設定主体及び規制当局を含む)

本提案が財務報告の質に与える可能性の高い影響

BC144 提案している要求事項が財務報告の質にどのような影響を与える可能性が高いのかを評価するにあたり、当審議会はこれらの予想される改善を識別した。

(a) 焦点の改善及び企業固有の情報の提供 (BC145 項から BC148 項参照)

(b) 投資者及び債権者にとって特に関心のあるテーマに関してのより良い情報の提供 (BC149 項から BC152 項参照)

(c) より一体性がある情報の提供 (BC153 項から BC154 項参照)

(d) 経営者による説明における情報の質のその他の改善 (BC155 項から BC158 項参照)

(e) 電子報告の質に対する便益 (BC159 項から BC161 項参照)

主要事項及び企業固有の情報に焦点を当てる

- BC145 投資者及び債権者は、経営者による説明の中には、企業固有の情報が欠けているものや、企業の見通しにとって重要な事項に焦点を当てていないものがあるという懸念を示した。そうした事項に関する重要性がある情報を提供できていないことや、そうした情報が重要性のない情報で覆い隠されることによるものである。
- BC146 経営者が投資者及び債権者の情報ニーズを満たすのに役立つため、当審議会の提案は、経営者による説明が、重要性がある企業固有の情報を提供し主要事項に焦点を当てることを要求している。当審議会は、経営者が重要性の判断を行うのに役立つためのガイダンスも提案している。特定の開示を要求するのではなく、当審議会は、経営者が企業の状況を反映する重要性の判断を行うのに役立つことを意図した目的ベースのアプローチを提案している。当審議会は、「主要事項」の概念を重要性がある情報を識別するための道具として導入することを提案している。
- BC147 当審議会が提案している目的ベースのアプローチは、すべての企業又は特定の業種のすべての企業に対してすべての場合に所定の開示を要求するアプローチよりも、経営者のより多くの労力を必要とする可能性がある。しかし、当審議会は、提案しているアプローチにより、他のアプローチの場合よりも意味のある企業固有の情報が経営者による説明において提供されると予想している。
- BC148 当審議会は、重要性に関するガイダンスを提供することで、経営者による説明を作成する際に重要性の判断を行う方法を経営者がよりよく理解することにつながることを予想している。本提案は、経営者がより良い判断を行使できるようにすることを意図している。経営者による説明が、重要性がある情報を提供し、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠な主要事項に焦点を当てるようにするためである。

投資者及び債権者にとって特に関心のある情報

- BC149 当審議会は、次のような相互に関連した事項に関する情報に対しての投資者及び債権者の需要が増大していることに留意した。
- (a) 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項
 - (b) 無形の資源及び関係
 - (c) ESG 事項
- BC150 BC82 項から BC84 項及び本実務記述書案の付録 B は、これらの事項の報告に対する当審議会のアプローチを論じている。当該付録は、どのような情報をそれらに関して提供すべきかを決定するにあたり経営者が考慮する必要がある可能性の高い、当審議会が提案している要求事項及びガイダンスの概要を示している。

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

BC151 当審議会が提案している、投資者及び債権者にとって特に関心のある事項に関する情報の識別及び報告に対する目的ベースのアプローチは、次のように設計されている。

- (a) 投資者及び債権者にとって特に関心のある事項に関する情報に重要性がある場合には、経営者による説明が当該情報を提供することを要求する（BC82 項参照）。経営者は、経営者による説明の文脈において重要性がある可能性のある情報を識別するにあたり、他の機関の要求事項又はガイドラインを適用することができる。
- (b) 経営者が情報の重要性についての判断を行うにあたり企業の状況を考慮し、企業の状況が進展し投資者及び債権者のニーズが進化するにつれて、どのような情報に重要性があるのかを見直すための基礎となる。

BC152 当審議会は、これらの提案は、経営者による説明が、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項に関する重要性がある情報を提供することにつながると予想している。当審議会は、そうした情報は投資者及び債権者が次のことを行うのに役立つと予想している。

- (a) 企業の事業モデルの拡張可能性、弾力性、適応可能性及び永続性を評価し、経営者の長期的な戦略を理解する。
- (b) 企業の事業モデル及び経営者の戦略が無形の資源及び関係（企業の財務諸表で認識されていないものを含む）にどの程度依存しているのか、並びに当該資源及び関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある要因を評価する。
- (c) 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に根本的に影響を与える可能性の高い環境的及び社会的事項（企業の活動の環境的又は社会的影響が企業の主要な関係を混乱させる結果として生じるものを含む）を理解する。

一体性のある情報

BC153 投資者及び債権者は、経営者による説明における一体性のある議論の欠如、及び経営者による説明における情報と企業が財務諸表又は他の報告書で公表している情報との間の整合性の欠如に関して懸念を示した。

BC154 当審議会は、13.27 項から 13.30 項における提案が、経営者が次のものの一体性を増大させるのに役立つであろうと予想している。

- (a) 経営者による説明の全体にわたり各事項について提供される情報
- (b) 経営者による説明における異なる事項の議論

- (c) 経営者による説明における情報と、関連する財務諸表及び他の一般に利用可能なコミュニケーションにおける情報

情報の質のその他の改善

- BC155 投資者及び債権者は、当審議会に、経営者による説明における情報は、「概念フレームワーク」で示している有用な財務情報の特性（比較可能性、バランス又は検証可能性など）が欠如している場合があると述べた。
- BC156 当審議会は、提案が経営者による説明における情報の比較可能性に与える可能性が高い影響を検討した。当審議会が提案している目的ベースのアプローチは、経営者による説明に含める必要のある事項及び当該事項に関する情報を企業の経営者が識別することに依拠している。当該アプローチは、企業が詳細な業種固有又はテーマ固有の要求事項を適用するとした場合に作成される可能性のある情報よりも、比較可能性の低い情報を生じさせる可能性がある。しかし、すべての企業に同じ事項について所定の情報又は指標を適用するよう求めることは、企業が重要性のない情報を報告する結果となったり、明示的に定められていない重要性がある情報を開示する必要があるかどうかを検討するにあたり企業が判断を適用するのを阻害したりする可能性がある。当審議会のアプローチは、企業が経営者による説明において、現行の実務の場合よりも企業固有である情報を提供する結果となるように設計されている。
- BC157 当審議会の提案は、実務において経営者による説明における情報の比較可能性を高める可能性がある。その理由は、提案が次のようであるからである。
- (a) 2010年実務記述書や一部の国内の要求事項及びガイドラインよりも、詳細な開示目的及び企業が当該目的を満たすのに役立つためのガイダンスを含んでいる。
- (b) 経営者による説明における情報を、比較可能性を高める方法で提供することを要求している。経営者が、類似した活動を有する他の企業が特定の情報を投資者及び債権者に提供していることを知っている場合、当該情報が企業自身の経営者による説明の文脈において重要性があるかどうかを検討することが必要となる。本提案は、重要性がある可能性のある情報を識別するために、企業が他の機関が公表した要求事項及びガイドラインを適用することも認めている。広く使用されている業種固有又はテーマ固有のガイダンスの適用を選択することによって、企業は経営者による説明における情報の比較可能性を改善することができる。しかし、当審議会の提案は、重要性がある情報の提供を比較可能性よりも優先することを企業に要求することになる。企業は、比較可能な重

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

要性のない情報を、比較可能性がより低い重要性がある情報の代わりにすることは認められない。

BC158 当審議会の提案は、経営者による説明において提供される情報を次のようにすることも設計されている。

- (a) よりバランスの取れたものにする。本提案は、経営者による説明は有利な情報を不利な情報よりも目立たせるべきではなく、有利又は不利な情報を誇張したり覆い隠したりすべきではないと説明している。例えば、戦略を記述するにあたり、経営者は、追求している機会のみでなく、戦略の適用を脅かす可能性のあるリスクについて議論することが期待されることになる。
- (b) より完全なものにする。例えば、各内容領域について、本提案は明示的な開示目的を含めており、当該開示目的を満たすためにどのような情報を経営者による説明において提供することが必要となる可能性があるのかを示唆している。
- (c) 検証可能性を高める。例えば、本提案は、経営者による説明における情報は、当該事業、他の事業又は外部環境に関しての投資者及び債権者が利用可能な他の情報との比較によって裏付けることができる場合には、検証可能性が高まると説明している。

電子報告の質

BC159 財務諸表及び記述的報告書は、印刷版ではなく電子版で使用されることがますます多くなっているため、当審議会は、電子報告の質を改善するのに役立てるための提案を開発してきた。

BC160 IFRS タクソノミは、経営者による説明に含まれる可能性の高い情報についての要素を少ししか含んでいない。経営者による説明における情報のブロックを、「事業の性質」又は「経営者の目的及び当該目的を満たすための戦略」などの大まかなIFRS タクソノミ・エレメントを使用してタグ付けすることを認めている。2010年実務記述書よりも構造化され詳細な改訂実務記述書における要求事項は、経営者による説明についてのより具体的なIFRS タクソノミ・エレメントを提供することによって、より良い電子報告を促進する可能性がある。特に、IFRS タクソノミには、各内容領域についての具体的な開示目的を反映したエレメントを含めることになる。例えば、「戦略」について、IFRS タクソノミ・エレメントは具体的な開示目的を反映することができる。

- (a) 戦略のドライバー（経営者が追求することを選択した機会を含む）
- (b) 戦略の目的

- (c) 当該目的の達成に向けての道筋のマイルストーン
- (d) マイルストーンへの到達及び目的の達成のための計画
- (e) 戦略を適用するために必要となる財務的資源及び財務的資源の配分に対する経営者のアプローチ
- (f) 戦略の適用における進捗度

BC161 情報をより詳細にタグ付けすることで、電子書式での情報へのアクセスが投資者及び債権者にとってより容易になる可能性がある。より詳細なタグ付けは、企業間及び1つの企業の各期間の両方における情報の比較をより容易にすることにも役立つ可能性がある。

本提案を採用することで生じる可能性の高い各法域にとっての便益

BC162 当審議会は、本実務記述書の位置付けを維持することを提案している。したがって、国内の立法者及び規制当局が、次のことを引き続き決定することになる。法域内の企業に経営者による説明の提供を要求すべきかどうか、その経営者による説明が本実務記述書に準拠すべきかどうか、何らかの形の外部保証の対象とすべきかどうかである。

BC163 当審議会は、投資者及び債権者が必要とする情報に焦点を当てる包括的な要求事項並びに経営者が当該情報を識別し明瞭に表示するのに役立つためのガイダンスを開発してきている。包括的な要求事項（明確な開示目的を含む）は、次のことについての有効な基礎を提供するように設計されている。

- (a) 本実務記述書の執行
- (b) 経営者による説明についての外部保証

BC164 報告の質の改善につながる可能性のある包括的な要求事項（BC144項からBC161項で議論している）は、改訂実務記述書を強制するためのより良い基礎を提供することになり、国内の規制当局がそうすることを促進する可能性がある。

BC165 2010年実務記述書が公表された際には、それが採用されたり企業によって直接に適用されたりしなかった法域でさえ、国内の要求事項及びガイダンスの開発に影響を与えた。本実務記述書を改訂するにあたり、当審議会は、投資者及び債権者の情報ニーズをよりよく満たすことを図っている。記述的報告の要求事項及びガイドラインにおける革新を提案に織り込むこと、並びに当審議会が報告実務において識別した欠陥を防止することを狙いとすることによってである。投資者及び債権者の情報ニーズをよりよく反映する要求事項は、各法域が改訂後の提案を国内

の要求事項に反映することを促進する可能性がある。

その他の要求事項及びガイドラインとの相互関係に関する明瞭性

BC166 記述的報告において多数の別個の重複した進展があるため、当審議会は企業から、複雑な記述的報告の領域（特にサステナビリティ報告において）を進んでいくことの困難に関する懸念を聞いた。

BC167 本プロジェクトにおいて、当審議会は、特定の要求事項又はガイドラインのセットを支持することを目的とはしていない。当審議会の提案は、改訂実務記述書が他の基準設定主体が公表している要求事項及びガイドラインとどのように関連しているのかを説明することによって、企業がこの領域を進んでいくのに役立つであろう。特に、当審議会は、企業が改訂実務記述書を次のように適用することができると思込んでいる。

(a) 他の機関が特定の業種の企業による使用のため又はサステナビリティ報告などの特定のテーマを扱うために公表している記述的報告の要求事項又はガイドラインと組み合わせて適用する。当審議会は、経営者による説明は投資者及び債権者にとって重要性がある環境的及び社会的事項に関する情報の適切な記載場所であると見ている（BC84 項参照）。

(b) 目的が当審議会の提案している経営者による説明の目的と類似している国内の法令とともに適用する。国内の法令が全般的な要求事項のみを定めている場合、企業は当該法令に準拠することを可能にする可能性のある情報を識別するのに役立つために、提案している要求事項及びガイダンスを適用することができる。逆に、国内の法令が詳細で、具体的な情報の開示を規定している場合、重要性がある情報を改訂実務記述書が要求していない情報で覆い隠すことのない方法で当該情報が提供されるならば、経営者による説明に当該情報のすべてを含めることができる。

本提案で生じる可能性の高いコスト

作成者にとっての本提案の導入及び継続的適用で生じる可能性の高いコスト

BC168 当審議会は、本提案の導入及び継続的適用が、経営者による説明のための特別な情報に作成において多額のコストを生じさせる可能性は低いと予想している。多額のコストが生じる可能性が低いのは、経営者による説明における情報は、経営者が事業の管理において使用している情報から導き出されると予想され、経営者の視点を反映することも予想されるからである。

BC169 本提案の導入及び継続的適用のコストは、次に関するものである可能性が高い。

- (a) 経営者による説明に含めるべき情報を識別するための厳格な社内システムの確立及び維持
- (b) 当該情報を投資者及び債権者に役立つように表示する方法の決定
- (c) 公表すべき情報に適した品質管理手続の確立
- (d) 外部保証のコスト（国内の法令が経営者による説明の外部保証を要求している場合又は企業が監査人を関与させることを選択する場合）

BC170 当該コストは企業の報告システムに応じて決まる。経営者による説明を現在作成していない企業についてはコストが多額となる可能性がある。しかし、本提案の導入及び継続的適用のコストは、他の基準設定主体が公表している経営者による説明についての要求事項又はガイドラインが次のようである場合に、それらを適用している作成者については、より限定的となる可能性が高い。

- (a) 本公開草案で提案している目的に類似した経営者による説明の目的を示して、投資者及び債権者の共通の情報ニーズに焦点を当てている。
- (b) 経営者による説明における情報が、本公開草案で提案しているのと類似した属性を有している必要がある旨を定めている。
- (c) 類似した内容領域を扱っていて、類似した開示目的を設けている。

投資者及び債権者にとってのもたらされる情報の分析で生じる可能性の高いコスト

BC171 当審議会の提案は、投資者及び債権者の情報ニーズに基づいている。したがって、当審議会は、本提案により投資者及び債権者の分析がより容易となり、投資者及び債権者に分析のためのより良い情報を提供することによって彼らのコストを節減すると予想している。

BC172 当審議会は、本実務記述書の改訂及び結果として行われる IFRS タクソノミのアップデートにより、経営者による説明においてアクセスのしやすさと比較可能性のより高い情報が電子書式でもたらされると予想している。そうした情報は、投資者及び債権者が経営者による説明に電子的にアクセスする場合には、投資者及び債権者のコストを低減させる可能性が高く、電子書式での経営者による説明の利用が、まだ利用していない投資者及び債権者にとっても実行可能となる可能性がある。

可能性の高いコストと比較した可能性の高い便益の全体的な評価

BC173 要約すると、当審議会の提案は次のような結果をもたらすと予想される。

公開草案「経営者による説明」に関する結論の根拠

- (a) 主要事項への焦点の改善及び経営者による説明における企業固有の情報の提供
- (b) 投資者及び債権者にとって特に関心のある重要性がある情報（企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項、無形の資源及び関係並びに ESG 事項についての情報を含む）の提供
- (c) 経営者による説明の中での一体性並びに企業の財務諸表及び他の一般に利用可能な報告書との一体性がより高い情報
- (d) 経営者による説明における情報の質のその他の改善（よりバランスの取れた完全で比較可能で検証可能な情報を含む）
- (e) 経営者による説明における情報のより詳細なタグ付け（経営者の説明への電子書式でのアクセスをより容易にすることにつながる可能性がある）

BC174 当審議会の提案は、次の結果をもたらす可能性もある。

- (a) 立法者及び規制当局が改訂実務記述書を執行すること並びに監査人が経営者による説明について保証を提供すること又は提供する保証の水準を高めることが、より容易となる。
- (b) 立法者及び規制当局が本提案を国内の要求事項に反映することを促進する。

BC175 本提案は、どのようにして本実務記述書を他の基準設定主体又は他の機関が公表している要求事項及びガイドラインとともに適用できるのかを明確化することになる。

BC176 当審議会は、提案の導入が 2010 年実務記述書よりも多くの便益を提供するであろうと考えている。当審議会は本提案を投資者及び債権者の情報ニーズをよりよく満たすように設計したからである。

BC177 当審議会の考えでは、改訂実務記述書の導入及び採用で生じる可能性の高い便益は、本提案の導入及び継続的適用で生じる可能性の高いコストを大きく上回るであろう。